

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第五号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加える。

別表第一職員の欄及び別表第七組織の欄中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。
別表第九のイの表第五号区分の項第一号及び第二号中「除く。」の下に「又は三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの」を加え、同表第六号区分の項第一号中「ものうち人事委員会の定めるもの」を「もの（第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。）」に改め、同項第二号中「ものうち人事委員会の定めるもの」を「もの（第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。）」に改め、同表第七号区分の項第一号中「三級であつたもの（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は」を削り、同項第二号中「三級であつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）又は」を削る。

別表第九のロの表第五号区分の項第一号及び第二号中「除く。」の下に「又は三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの」を加え、同表第六号区分の項第一号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」の下に「（第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同表第七号区分の項第一号中「三級であつたもの（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「三級であつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）」を加え、同表第八号区分の項第一号中「あつたもの」の下に「第六号区分の項第一号及び」を加え、同項第二号中「あつたもの」の下に「第六号区分の項第二号及び」を加える。

別表第九のハの表第五号区分の項第一号及び第二号中「除く。」の下に「又は三級であつたもののうち人事委員会の定めるもの」を加え、同表第六号区分の項第一号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同項第二号中「あつたもの」の下に「（第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。）又は特二級若しくは二級であつたもの」を加え、同表第七号区分の項第一号中「

三級であつたもの（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「三級であつたもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「二級であつたもの」の下に「（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）」を加え、同表第八号区分の項第一号中「あつたもの（」の下に「第六号区分の項第一号及び」を加え、同項第二号中「あつたもの（」の下に「第六号区分の項第二号及び」を加える。

附則

この人事委員会規則は、平成二十九年四月一日から施行する。